

練馬西支部役員選挙規則

平成17年6月9日 制定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、練馬西支部（以下「本支部」という。）の支部役員選挙に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙の倫理)

第 2 条 会員は、高潔なる品格をもって公正に支部役員選挙するように努めるとともに、他の会員の名誉を重んじ、税理士の品位を傷つけるような運動をしてはならない。

2. 税理士会員は、自らの責任において、自らの判断で選挙権を行使しなければならない。

(支部役員の数)

第 3 条 支部役員選挙すべき定数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 支 部 長 | 1 名 |
| (2) 副支部長 | 6 名 |
| (3) 幹 事 | 30 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |

第 2 章 支部役員選挙管理委員会

(選挙事務の管理)

第 4 条 本支部は、支部役員選挙に関する事務を管理するため、支部役員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2. 委員会は、選挙が公正に行われるよう管理しなければならない。

(委員の委嘱等)

第 5 条 支部役員選挙管理委員（以下「委員」という。）は3名とし、本支部の税理士会員のうちから、幹事会の議を経て、選挙を行う年の前年の10月1日付をもって、支部長が委嘱する。ただし、東京税理士会（以下「本会」という。）および支部の役員は、委員になることはできない。

2. 委員長は1名、副委員長は若干名とし、その選任は委員の互選による。

3. 委員に欠員が生じたときは、支部長は遅滞なく幹事会の議を経て、補充委嘱する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委嘱による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第 7 条 支部長は、委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解嘱する。

- (1) 本支部の税理士会員でなくなったとき。
- (2) 支部規則第16条に該当することとなったとき。
- (3) 選挙権を有しなくなったとき。
- (4) 本会役員または支部役員に立候補したとき。
- (5) 第16条第1項の規定により支部役員候補者となったとき。
- (6) 心身故障のため職務を遂行することができないと認められたとき。
- (7) 職務上の義務に違反し、または委員として適しない行為があったと認められた

とき。

2. 前項第6号および7号の場合においては、支部長は委員会の同意を得なければならない。

(委員の義務)

第8条 委員は、本会および支部の役員選挙候補者を推薦し、またはその選挙運動を行ってはならない。

2. 委員は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た事項を他に洩らしてはならない。委員でなくなった後においても、また同様とする。

(委員長等の職務)

第9条 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序によりこれを代行する。

(議事の報告)

第10条 委員長は、委員会の決議事項およびその要領を遅滞なく支部長に報告しなければならない。

第 3 章 選挙に関する資格および立候補

(選挙権および被選挙権)

第11条 第18条に規定する選挙人名簿作成の日から引き続いて本支部の税理士会員である者は、支部役員の選挙権および被選挙権を有する。

2. 次の各号の一に該当する者は、選挙権を有しない。

(1) 税理士法人会員

(2) 懲戒処分により業務停止中の者。

(3) 本会会則第47条第1項の規定により会員権停止中の者。

(4) 選挙を行う年の9月30日現在において、本会または本支部の前事業年度の会費を滞納している者。

(5) 前号の日現在において、本会の会館建設費もしくは特別会費または本支部の特別会費を滞納している者。

3. 前項第2号および第3号に定める者は、その期間が選挙人名簿作成の日から選挙の期日までの間のいずれかの日に該当する者とする。

4. 次の各号の一に該当する者は、被選挙権を有しない。

(1) 本会会則第24条に該当する者。

(2) 選挙権を有しない者。

(立候補の届出)

第12条 立候補の届出は、郵便によることなく、委員会の定める書面をもって、本人または代理権を授与された税理士会員によって公示の日から2日以内に委員会にしなければならない。

2. 支部長、副支部長、幹事または監事の候補者となった者は、同時に、他の支部役員の候補者となることができない。

(候補者の資格制限)

第13条 本会および本支部と、特別の利害関係のある団体の常務理事相当職以上の役員である者は、支部長の候補者となることができない。

2. 前項の特別の利害関係のある団体とは、本会の定める団体をいう。

(候補者の資格審査)

第14条 立候補の届出があったときは、委員会はこれを審査し、不適格と認めたときは、直ちに候補者にこの旨を通知する。

(立候補の辞退)

第15条 立候補を辞退しようとする者は、委員会が当該立候補届出を受理してから立候補の届出を締め切った日の翌日までに、その者が書面をもって委員会に届けなければならない。

(候補者が定数未満の場合の措置)

第16条

1. 支部役員に立候補した者が支部役員のそれぞれの定数に満たないときは、委員会は、その不足数について支部役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）に推薦を求め、被推薦者の同意が得られた者について立候補とみなす。
2. 本支部は、あらかじめ委員会の求めに応じ支部役員の候補者を推薦するため、推薦委員会を設けることができる。
3. 前項に定める推薦委員会の運営等については、別に定める「支部役員推薦委員会運営要綱」によるものとする。

第 4 章 選挙公報および選挙人名簿

(選挙公報)

第17条 委員会は、候補者の氏名、年齢、登録年月日および税理士会員の事務所の所在地を掲載した選挙公報を作成し、選挙の期日の7日前までに選挙人に送付するとともに、本支部のホームページ（会員専用ページ）に掲載しなければならない。

2. 幹事の候補者については、前項に掲げるもののうち、氏名を除いて省略することができる。

(選挙人名簿)

第18条 委員会は、役員の選挙を行う年の9月30日現在をもって、選挙権を有する税理士会員（以下「選挙人」という。）を登載した名簿（以下「選挙人名簿」という。）を作成しなければならない。

2. 委員会は、選挙の期日の7日前までに選挙人名簿を作成して本支部に備え付け、税理士会員の閲覧に供しなければならない。

(異議の申立)

第19条 選挙人が、前条の選挙人名簿に脱漏または誤謬があると認めたときは、選挙の期日の3日前までに委員会に到達するように、書面により異議の申立をすることができる。

2. 委員会は、前項の申立を受けたときは、すみやかにこれを審理し、その申立が正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、同時に投票所に掲示しなければならない。
3. 委員会は、異議の申立について審理した結果を、申立人に通知しなければならない。

第 5 章 選挙の期日および公示

(選挙の期日および公示)

第20条 支部役員の選挙は、支部役員の任期が満了する前年の12月10日までに行う。ただし、特別の事情があるときは、幹事会の議を経てこれを延長することができる。

2. 選挙の期日は、委員会が決定して、税理士会員に通知し、当該日の15日前までに本支部の事務所およびホームページ（会員専用ページ）に公示しなければならない。

第 6 章 選挙運動

(選挙運動の通則)

第 20 条の 2 この規則において選挙運動とは、特定の候補者に対する投票について依頼または誘導する目的をもって行うすべての行為をいう。

2. 会員は、第 2 条に定める選挙倫理を遵守し、この章の規定に違反して選挙運動をしてはならない。

(選挙運動の期間)

第 21 条 選挙運動は、第 12 条に規定する届出のあったときから、選挙の期日の前日までの間でなければ、することができない。

第 22 条 削 除

(選挙運動の禁止事項)

第 23 条 候補者ならびに会員および会員の組織する団体は、選挙に関し次の行為をしてはならない。また、会員以外の者にこれをさせてはならない。

- (1) 委員会に事前に届け出た文書図画以外のものを発送、配布または掲示すること。
 - (2) 選挙期間中に、本会および支部の施設を利用すること。
 - (3) 候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること。
 - (4) 税理士会員の自由な選挙権の行使を妨げること。
2. 候補者、立候補しようとする者および選挙運動に従事する者は、選挙運動のための会議の出席者または選挙運動に従事する者に提供する弁当もしくは茶菓を除き、会員その他の者に対して金銭、物品、飲食物その他の財産上の利益を供与し、投票につき依頼または誘導を行ってはならない。
 3. 税理士会員以外のもの（税理士法人を含む。）は、電話を利用し、または税理士会員の事務所もしくは自宅を訪問して行う選挙運動を行うことはできない。

第 7 章 選挙の紀律および監督

(選挙に関する注意および監督)

第 24 条 委員会は、選挙に関する留意事項を告知して、会員の注意を喚起し、公正な選挙が行われるよう努めなければならない。

2. 候補者は、その選挙運動に従事する会員その他のものが、この規則の規定を遵守するよう、監督しなければならない。

(会員の通知および請求)

第 25 条 会員は、選挙に関し、他の会員その他のものについて、この規則の規定に違反する行為または事実があることを知ったときは、委員会に対し、その行為もしくは事実を通知し、または適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2. 会員は、前項に定める通知または請求をするときは、自らの氏名（税理士法人会員の場合はその名称）を明らかにするとともに、書面をもってこれを行うものとする。

(委員会の措置および報告等)

第 26 条 委員会は、選挙に関し、この規則の規定に反する行為または事実があると認めたときは、その行為または事実があったものに対し、およびその行為または事実が特定の候補者の選挙運動に関するものであるときは当該候補者に対し、警告し、その是正を求める措置をしなければならない。

2. 委員会は、前項に定める措置を行った場合、これを速やかに本支部の事務所に 14 日間公示しなければならない。また、ホームページ（会員専用ページ）に同一内容のも

のを掲載することができる。

3. 委員会は、前各項に定める事項について、支部長に報告するものとする。
4. 支部長は、前項の報告を受けた事項について、その行為または事実に対して本会会則第47条第1項の規定による処分相当であると認めたときは、幹事会の議を経て、本会にその旨を具申することができる。

(意見陳述の機会)

第26条の2 委員会は、前条第1項に規定する措置を行うときは、事前に当該候補者に対し口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

第 8 章 投 票

(選挙の方法)

第27条 支部役員選挙は、支部長、副支部長および監事については、単記無記名投票により行い、幹事については、3名連記による無記名投票とする。

(投票管理人および投票立会人)

第28条 投票管理人は、委員をもってこれにあてる。

2. 投票立会人は、委員会が選挙人名簿に記載された者の中から2名を選任し、選挙の期日の前日までに本人に通知する。

(投票所および投票の方法)

第29条 委員会は、投票所1箇所を設け、第20条第2項の通知とともに、税理士会員に通知しなければならない。

2. 選挙人は、選挙の期日当日、自ら投票所に行き投票しなければならない。

(期日前投票)

第30条 委員会は、選挙の期日当日、投票所に行き投票することができない選挙人のために、期日前投票を実施する。

2. 選挙人で、選挙の期日当日、投票所に行き投票することができない者は、前項に定める期日前投票において自ら投票することができる。

(投票記録)

第31条 投票管理人は、投票に関する事項を記載した投票記録を作成し、投票立会人とともに署名しなければならない。

第 9 章 開 票

(開票および開票管理人)

第32条 開票は、即日、投票所において行い、開票管理人は委員をもってこれにあてる。

(開票立会人)

第33条 開票立会人は、支部長については各候補者の指名する税理士会員1名をもってこれにあて、他の支部役員については、第28条第2項に規定する投票立会人をもってこれにあてる。

(投票の効力)

第34条 次の各号の一に該当する投票は無効とする。

- (1) 委員会所定の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者の氏名の記載のないもの。
- (3) 候補者以外の氏名を記載したもの。
- (4) 記載した氏名を確認し難いもの。

(5) 印書または印刷によるもの。

(6) 前各号のほか、委員会があらかじめ無効と定め、これを選挙人に通知した事項に該当するもの。

2. 第27条に規定する3名連記無記名投票においては、3名を超えて記載した投票は無効とし、前項第3号から第5号に該当するときは、その部分についてのみ無効とする。なお、3名未満を記載した投票は有効とし、同一人氏名を連記した投票はその一箇についてのみ有効とする。

(開票記録)

第35条 開票管理人は、開票に関する事項を記載した開票記録を作成し、開票立会人とともに署名しなければならない。

2. 委員会は、前項に規定する開票記録ならびに第31条に規定する投票記録を証拠書類とともに2年間保存しなければならない。

第 10 章 当 選 人

(当選人の決定)

第36条 各選挙における当選人は、その定数に達するまで有効投票の多数を得た者の順位により決定する。

2. 支部長について最高得票者が2名以上のときは、当該候補者につき、選挙日から14日以内に再投票を行う。
3. 支部長以外の支部役員について同順位者があるときは、抽選をもって順位を決定する。

(無投票当選)

第37条 支部役員に立候補した者が支部役員のそれぞれの定数と同数のときは、投票を行わない。

2. 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、委員長は直ちにその旨を公示しなければならない。
3. 第1項の場合においては、委員長は選挙の期日に委員会を招集し、当該立候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選人の失格)

第38条 当選人が、その選挙の期日後において、被選挙権を喪失したときは、当選を失う。

(繰上当選)

第39条 当選人が前条の規定に該当したとき、または就任を辞退したときは、委員長は、直ちに委員会を招集して、第36条の規定により、順次繰り上げて当選者を定める。ただし、支部長については適用しない。

(当選人が定数未満の場合の措置)

第40条 支部長の選挙について当選人のないときは、この規則により再選挙を行う。

2. 副支部長、幹事および監事の選挙について当選人のないとき、または当選人が定数に満たないときは、委員会はその不足数について推薦委員会に推薦を求め、被推薦者の同意を得られた者について当選人とする。

(当選通知)

第41条 委員長は、当選人ならびに次点者以下が決定したときは、3日以内に各当選人にその旨を通知しなければならない。

2. 当選人は、前項に規定する通知を受けたときから5日を経過した日をもって就任を承諾したものとみなす。ただし、期日までに委員長に対して辞退の申し出をしたときは、この限りではない。

(支部役員選挙結果報告)

- 第42条 委員長は、支部役員選挙の結果を本支部の広報紙およびホームページ（会員専用ページ）への掲載、その他の方法をもって税理士会員に告知するとともに、支部総会に報告しなければならない。
2. 再選挙、補欠選挙および繰上補充の場合は、委員長は支部役員選挙の結果を税理士会員に告知しなければならない。
 3. 委員長は、前2項の告知内容について、遅滞なく本会へ報告しなければならない。

第 11 章 補欠選挙および繰上補充

(補欠選挙)

- 第43条 支部長が任期中に退任したときは、この規則により補欠選挙を行う。ただし、その残任期間が1年未満のときは、幹事会の決定によりこれを行わないことができる。

(繰上補充)

- 第44条 支部長以外の支部役員に欠員が生じたときは、第36条の規定に該当する次点者から順次繰り上げて補充する。
2. 前項の規定により補充ができないときは、この規則により補欠選挙を行う。ただし、幹事会の決定によりこれを行わないことができる。
 3. 前項の規定により補欠選挙を行わない場合であっても、監事については、委員会は直ちに推薦委員会に推薦を求め、被推薦者の同意を得られた者について監事としなければならない。

(補欠選挙の期日)

- 第45条 第43条および第44条の規定による補欠選挙の場合においては、第18条の「役員選挙を行う年の9月30日」を「退任の日の属する月の末日」と、第20条第1項の「支部役員の任期が満了する前年の12月10日」を「退任の日の翌日から90日以内」と読み替える。

第 12 章 補 則

(支部役員の任期の始期)

- 第46条 任期満了に伴う支部役員選挙における当選人となった支部役員の任期の始期は、前回の選挙による支部役員の任期満了の時とする。
2. 補欠選挙における当選人となった支部役員の任期の始期は、選挙の期日とする。
 3. 第44条第1項の規定により繰上補充となった支部役員の任期の始期は、委員会において繰上補充を決定した時とする。
 4. 第44条第3項の規定により監事となった者の任期の始期は、委員会において監事と定めた時とする。

(細則への委任)

- 第47条 支部役員選挙に関する事務を管理するため必要な事項は、細則で定めることができる。

(この規則の疑義の決定)

- 第48条 支部役員選挙に関する事項で、この規則に定めのない事項または定められた事項について疑義が生じたときは、あらかじめ、本会の承認を経た後、委員会の定めるところによる。

1. この規則は、平成17年6月9日から施行し、同日以降に実施する支部役員の選任（補欠選挙を含む。）のときから適用する。ただし、本会会則第68条の2第2項の規定により本会の承認を受けなければ効力が生じない。
2. 旧支部役員選挙細則第5条第1項の規定により、平成16年10月1日をもって委嘱された支部役員選挙管理委員は、第5条第1項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は平成18年9月30日までとする。

附 則（平成18年1月16日 一部改正）

1. この改正規定は、平成18年1月16日から施行し、平成19年度に実施する支部役員の選任のときから適用する。ただし、平成19年度に実施する支部役員選挙前に支部役員補欠の必要が生じた場合は従前の通りとする。

附 則（平成21年6月18日 一部改正）

1. この改正規定は、平成21年6月18日から施行し、平成23年に就任する支部役員の選挙から適用する。ただし、本会会則第68条の2第2項の規定により本会の承認を受けなければ効力を生じない。
2. 改正前第5条第1項の規定により、平成20年10月1日付をもって委嘱された委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、1年7月とする。

附 則（平成24年6月15日 一部改正）

1. この改正規定は、平成24年6月15日から施行し、同日以降に実施する支部役員の選挙（補欠選挙を含む。）から適用する。ただし、本会会則第68条の2第2項の規定により本会の承認を受けなければ効力を生じない。
2. この改正規定は、平成24年6月19日の東京税理士会第56回定期総会における「標準支部役員選挙規則の一部改正」の承認をもって、効力が生じるものとする。
3. 改正前第5条第1項の規定により、平成24年5月1日付をもって委嘱された委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、1年5月とする。

附 則（平成26年6月20日 一部改正）

1. この改正規定は、平成26年6月20日から施行し、同日以降に実施する支部役員の選挙（補欠選挙を含む。）から適用する。

附 則（平成28年6月17日 一部改正）

1. この改正規定は、平成28年6月17日から施行する。

附 則（令和4年6月22日 一部改正）

1. この改正規定は、令和4年6月22日から施行し、令和5年に就任する支部役員の選挙から適用する。